



日本行政書士会連合会

令和元年5月25日発行 第559号 毎月1回25日発行

月刊 日本行政

2019 JUN

6

MONTHLY
No. 559

EYES

足跡を意味あるものに そしてともに明るい未来へ

特集

建設業と環境関連法

トピックス

理事会の開催報告

北海道地方協議会において法教育担当者会議を開催

遠田会長が天皇陛下御即位三十年奉祝委員会委員に就任



6月号

EYES

足跡を意味あるものに そしてともに明るい未来へ……………1

SPECIAL
REPORT

建設業と環境関連法……………3

TOPICS

理事会の開催報告……………7

北海道地方協議会において法教育担当者会議を開催……………11

遠田会長が天皇陛下御即位三十年奉祝委員会委員に就任……………14

INFORMATION

遺産分割協議書の作成及びその内容に基づく
預貯金の払出し手続について……………15

内閣総理大臣主催「桜を見る会」に出席……………20

知的資産業務一覧等の改訂について……………21

一般財団法人建設業情報管理センターと業務提携に関する協定書を締結……………22

■ Pick UP! 単位会……………23

■ 日行連の動き（4月）……………25

■ 「行政書士申請取次事務研修会」の御案内……………26

■ 未来志向の賢者たち……………31

■ ホッとひと息……………32

■ 全行団ニュース……………33

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／……………40

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

東日本大震災及び熊本地震により、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

東日本大震災の被災に係る各種行政手続、今後の暮らしや事業の悩みなど、電話による無料相談を実施しています。

■ 日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所

<対面相談・電話相談（予約制）>

電話番号：024-973-7163（予約専用）

通話料はお客様負担となります。

相談時間：13:00～16:00 毎週水曜日（祝祭日・年末年始休業）

所在地：福島県郡山市堂前町10番10号

会員の皆様を始め、各都道府県行政書士会や
国民の皆様に対してお伝えしたいことを
順次掲載してまいります。

遠田和夫

の
眼



足跡を意味あるものに そしてともに明るい未来へ

顧みれば、平成27年6月に日行連会長に就任し、4年の月日が過ぎ去ろうとしています。この間、会長として多くの方からの様々な声を受け止めながら、日々熟慮を重ね、私なりに日行連の方向性を定めて取り組んでまいりました。

<基盤の整備>

これまでも本誌に書いてきたとおり、私は日行連の基盤整備を進め、行政書士制度の土台を強固なものとするに重点を置いてきました。

会員の皆様に対してはもちろん、国民の皆様にも行政書士法への理解を深めていただくべく、日行連が蓄積した情報の分析と研究の成果として、日行連による行政書士法の解釈・考え方を『条解行政書士法』として上梓しました。制度の過去を紐解きながら将来への道しるべとすべく、私が会長に就任して直ちに構想を練り、関係者の多大なる努力によって実現したものです。「第一分冊（業務編）」であり、条解としては未完ですが、重要な条項について取り上げたもので、非常に大きな一歩でありました。

日行連の基盤を整備するという点でもう一つ重要なことが、業務執行体制の見直しでした。30年以上にわたる私の日行連・単位会での役員経験を踏まえ、これからの日行連に最も必要なものだと考えて構想したのが制度調査室でした。準備的な位置付けとして発足させた「行政書士制度調査委員会」を経て、本年4月の理事会で規則を制定し、「行政書士制度調査室」を設置しました。役員の改選が行われる度に継承が難しい案件や情報の取得・蓄積など諸々のことを考え、制度調査室の実質的な運用開始に向けて取り組んでいます。日行連における制度調査室の位置付けとしてはまだ十分ではなく、近い将来には規則ではなく会則に盛り込みたいと考えています。

<総会質問事例集>

日行連総会においては、例年、議案への質問が100本以上となることが繰り返されてきました。総会質疑の成果をより確実なものとし、あわせて総会における限られた質疑応答の時間を充実させるべく、過去の総会における質疑応答内容を整理しまとめたものを「総会質問事例集」として発行し、それを各単位会に配付しました。まもなく令和元年度の定時総会が開催されますが、この取組は今後も継続してまいりたいと思います。

<特定行政書士>

私が会長に就任する前年に成立した法改正に伴い、前会長の意向を踏まえながら、初めての特定行政書士の誕生に向けて全力を注ぎ、これまで3,912名の特定行政書士が誕生しました。紛争性のある事案を取り扱う行政不服申立て代理業務という新たなフィールドへの門戸が開き、実際に多くの特定行政書士が活躍することで、国民や行政からの多様なニーズに応える行政書士像の確立につながっているものと思います。

<OSS>

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の対象地域・手続の拡大に伴う対応については、国の施策、国民の利便向上、そしてこの分野を扱う会員の立場など、各方面に配慮した上で日行連としての判断を迫られ、夜も眠れないほど思い悩んだ日々がありました。日行連の会長として、全国の会員の皆様に対する大きな責任を改めて感じました。行政書士による封印制度の創設など、業務環境の整備にも全力を注ぎましたが、それでも会員の皆様は満足していないことに大変心を砕いています。

<制度のPR>

「行政書士は知名度がない」という声をしばしば耳にします。善処を求める意見も多いのですが、現実には厳しいものがあります。会員の皆様は「行政書士として誇りがある」と言いながらも、例えば事務所の看板を「〇〇法務事務所」等として行政書士の文言を使用しない会員も多くいます。また、ごく最近でも国会議員の先生が御挨拶の中で行政書士のことを他の資格と誤って述べられたことがありました。今年に入って少なくとも3回は聞きました。このような現実をなんとか打破しようと、日行連公式キャラクターのユキマサくんをゆるキャラグランプリに2年連続で参加させ、2年目の挑戦で企業・その他部門で第7位（参加422体中）となりました。しかしながら、一方では会員の半数でも積極的に投票いただけていたら、順位はもちろんのこと、国民の皆様により行政書士をPRできたのではないかと思います。制度のPRと私たち会員自らが行政書士制度に誇りを持つこととは、密接につながっているのだということを実感しました。

会報やホームページの充実はもちろん、将来を見据えて法教育への取組にも力を入れ、行政書士をアピールし続けています。また、予算に限りはありますが、今後はメディアへの露出の必要性も感じているところです。

<行テラス>

本年2月には、行政書士による総合的な相談窓口として「行テラス®」をスタートさせました。これまでも私たちは社会貢献として、官公署を始め様々な場所で無料相談会を行ってきましたが、それを全国統一して国民の皆様親しみやすく覚えやすい名称で行いたいとの思いがあります。将来は学会構想を始めとして行政書士制度の未来戦略につながるものとしていきたいと考えています。

<法改正>

行政書士法改正の推進については、重点3項目（目的規定の明確化、コンプライアンスの向上、一人法人の許容）を早期に、できる限り今国会で改正していただけるよう、各党議員連盟の先生方を始め国会議員の皆様をお願いしているところです。議員立法のため、全ての党、議員の先生方に御理解をいただくことが必要であり、時間との戦いでもあります。

私自身が会長になって感じたことですが、法改正に関しては、全体の運び（全体・詳細のスケジュール、議員連盟や各党への要望活動の仕方、省庁への説明や対応、他士業への説明など）を取りまとめて引継ぎをし、蓄積と改善を重ねる必要があります。そして更に重要なことは、国会議員の皆様、関係省庁、他士業団体等と常日頃から信頼関係を築くことです。何事も信頼の中であって物事が進むということは間違いありません。私は日行連の会長として信頼を得ることができるよう、従来の何十倍も接触を試みて全力を尽くしてきましたが、やはりそれなりの年月が必要です。以前、本誌に書きましたが、会長が一期目の2年間では思うところに到達できないと感じている所以です。

<会の将来、制度の将来>

この6月の定時総会において、役員の改選があります。全くもって当然のことではありますが、役員になり日行連を背負うには、その者が役職に就きたいかどうかではなく、成し遂げたい目標・理想がどこにあり、どのような信念を持っているかが問われます。制度政策をどう捉えるか、また、どのような結果をもたらすか。変化の流れが速いこの時代にあっては、1年の足踏みは3年から5年の遅れとなります。行政書士制度の未来を確固たるものにするということは、会員の皆様それぞれの責任でもあります。

時代は変わり、令和元年となりました。日本社会は人口が減少し、経済を維持するために外国人材の受入れ拡大を始めました。所有者不明土地問題への対策が急がれ、超高齢社会にあっては成年後見制度の利用促進が求められています。来るべきAI時代における行政書士の活用方についても推進を図る必要があります。

大きな変革の渦の中にあっては、私たち一人ひとりがしっかりと地に足をつけ、今を大事にしなければ、未来は拓けません。私たち行政書士は、国民の利便に資する中で官公署に対してもまた利便に資するべきです。国民の皆様、官公署、そして私たち行政書士がしっかりとつながり、それを保つことができれば、それぞれに明るい未来があります。

私は、日本行政書士会連合会という大きな組織の中で、誇りを持って、冷静に、そして誰よりも熱くありたいと思っています。会員の皆様とともに、一丸となって行政書士制度の明るい未来を築いていかなければならないと、強く感じています。

建設業と環境関連法

<許認可業務部 建設・環境部門>

はじめに（建設業界の現状と課題）

近年、東京オリンピック・大阪万博の開催準備や大規模な自然災害の復興事業も重なり、建設業界の需要と期待は高まっています。

この建設業界を取り巻く主な課題として、深刻な人材不足が挙げられます。今、現場で活躍している世代が定年を迎える頃には、更に問題が深刻化することが予想されるため、外国人の技能者活用も積極的に推進されている現状があります。

また、もう1つの重要な課題として、「環境問題」が挙げられます。

建設業は、他の業種と比べて「環境」に大きな影響を与えており、建築物や工作物のライフサイクル（計画⇒施工⇒改修⇒解体）全体において、資源・エネルギーの使用・消費、温室効果ガスや建設廃棄物の排出等により、多大な環境負荷を発生させています。特に、建設工事に伴う建設廃棄物については、産業廃棄物全体の約5分の1を占めると言われています。



建設業と環境関連法

建設業の環境負荷を管理するために、建築物等の計画、施工、改修、解体の各段階において、多くの環境に関連する法令（環境関連法）が存在します。この環境関連法は、様々な関連項目に対応するために年々増加し、複雑な構成となって、現在では約80法も存在しています。

関連項目	環境関連法（略称にて表記）
基 本 的 事 項	環境基本法／環境影響評価法／公害防止組織法／環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律／環境情報提供促進法
地球温暖化・エネルギー関連	温暖化対策推進法／省エネ法／建築物省エネ法／再生可能エネルギー特措法／オゾン層保護法／フロン排出抑制法
大 気 汚 染 関 連	大気汚染防止法／自動車NOx・PM法／オフロード法
水 質 汚 濁 関 連	水質汚濁防止法／下水道法／湖沼水質保全特別措置法／瀬戸内海環境保全特別措置法／海洋汚染防止法／浄化槽法／水道水源法／水道原水法／水道法／河川法／海岸法／工業用水法／ビル用水法
土 壌 汚 染 関 連	土壤汚染対策法／農用地土壤汚染防止法／農業取締法／肥料取締法
騒音・振動・悪臭関連	騒音規制法／振動規制法／悪臭防止法
廃 棄 物 処 理 関 連	廃棄物処理法／産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律／パーゼル法／PCB処理特別措置法／放射性物質汚染対処特措法／水銀環境汚染防止法
循 環 型 社 会 関 連	循環型社会形成推進基本法／資源有効利用促進法／容器包装リサイクル法／家電リサイクル法／小型家電リサイクル法／建設リサイクル法／食品リサイクル法／自動車リサイクル法／グリーン購入法
化学物質・安全衛生関連	化審法／PRTR法／ダイオキシン類対策特別措置法／水銀環境汚染防止法／毒劇法／食品衛生法／有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律／労働安全衛生法／消防法／高圧ガス保安法／ビル管理法／放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
自然環境・生物関連	生物多様性基本法／自然環境保全法／自然公園法／鳥獣保護法／種の保存法／水循環基本法／温泉法／森林法グリーンウッド法
土 地 利 用 関 連	工場立地法／都市計画法／都市公園法／都市緑地法／建築基準法／生産緑地法／景観法／文化財保護法／地域未来投資促進法

今回は、建設業に馴染みのある行政書士に関係がある、①建設業に関連の深い環境関連法、②環境関連法の主な届出、③環境関連法を補う環境条例、について御紹介いたします。



① 建設業に関連の深い環境関連法

建築物のライフサイクル（計画⇒施工⇒改修⇒解体）全体を通して、適用が想定される代表的な環境関連法には、以下のものがあります。



計 画 建築物省エネ法

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、省エネ法と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることが目的です。建築主は、床面積300平方メートル以上の建築物の新築・増改築の際には、工事に着手する日の21日前までに所管行政庁への届出が必要となりました。

施 工 騒音・振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を定めています。建設業では、くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定める作業を規制対象とし、都道府県知事等が規制地域を指定するとともに、騒音・振動の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定め、市町村長が規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行います。

改 修 大気汚染防止法

大気汚染に関して、工場・事業場からのばい煙や粉じんの排出規制、揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制、有害大気汚染物質対策、自動車排出ガスに係る許容限度を定めています。

建設業では、特定粉じん（石綿）に係る規制があり、工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の基準や、吹き付け石綿等が使用されている建築物等の解体・改造・補修する作業における届出や作業基準が規制されています。

改 修 土壌汚染対策法

汚染の可能性のある土地について、一定の契機（特定施設の廃止時など）を捉えて土壌汚染状況調査を行うことや、調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合に講ずべき措置内容、汚染土壌の搬出等に関する規制等を定めています。対象となる特定有害物質は、地下水等を経由した摂取リスクを踏まえて26物質（VOC、重金属、農薬等）の土壌溶出量基準と、土壌からの直接摂取リスクを踏まえた9物質（鉛、水銀等の重金属）の土壌含有量基準が定められています。

解 体 建設リサイクル法

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）について、分別解体等（建築物等の解体工事や新築工事等において建設資材廃棄物を種類ごとに分別し、工事を施工する行為）及び再資源化（再資源化及び縮減〔焼却、脱水、圧縮等により大きさを減ずる行為〕）を促進するとともに、解体工事業者の登録制度を実施することで、資源の有効活用及び廃棄物の適正処理を図ることが目的です。対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに届出が必要になります。

② 環境関連法の主な届出

建設業を取り巻く様々な環境課題について、以下の環境関連法の届出が必要です。

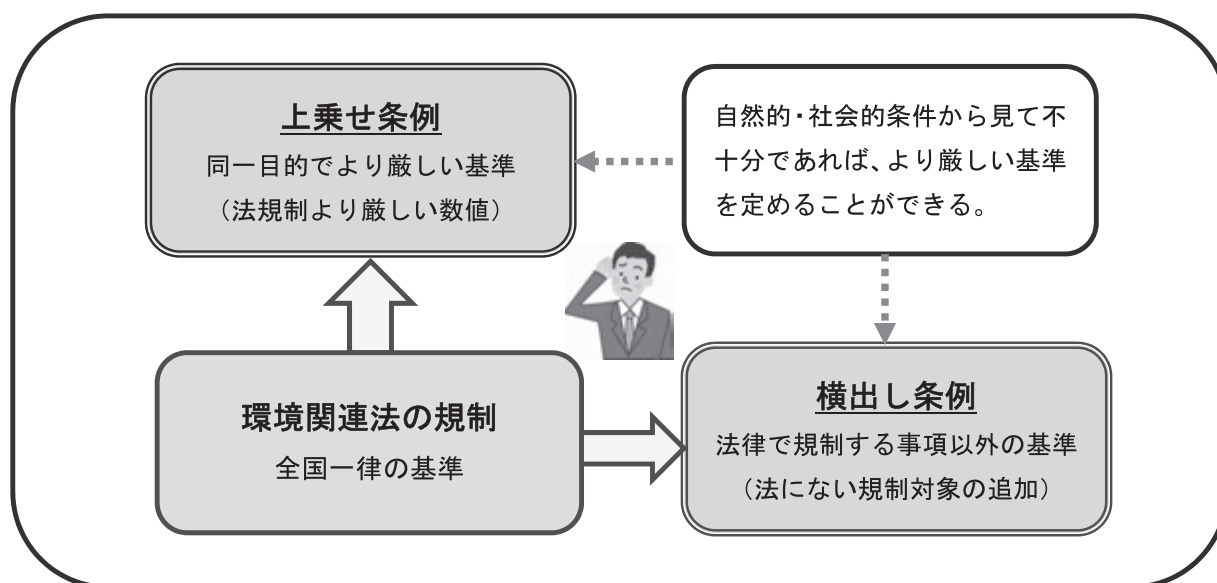


環境課題	対象法令（略称）	届出事由	届出書類名（略称）
大 気 汚 染	大防法6条 大防法18条1 大防法18条15	ばい煙発生施設の設置 一般粉じん発生施設の設置 特定粉じん排出工事の届出	ばい煙発生施設設置届出書 一般粉じん発生施設設置届出書 特定粉じん排出等作業実施届出書
水 質 汚 濁	水濁法5条1項 浄化槽法5条 下水道法11条2 下水道法12条3 河川法施行令16条5	特定施設（有害物質貯蔵施設）の設置 浄化槽の設置、変更、廃止等 公共下水への放流 水濁法の特定施設等の設置 河川への汚水排出	特定施設設置の届出 浄化槽設置届出書等 公共下水道使用開始届 特定施設設置届出書 汚水の排出届
騒 音 規 制	騒音規制法6条 騒音規制法14条	特定施設の設置 指定地域における特定建設作業	特定施設設置届出書 特定建設作業実施届出書
振 動 規 制	振動規制法6条 振動規制法14条	特定施設の設置 指定地域における特定建設作業	特定施設設置届出書 特定建設作業実施届出書
土 壌 汚 染	土壤汚染対策法4条1 土壤汚染対策法12条 土壤汚染対策法16条1	一定の規模以上の土地の形質変更 形質変更時要届出区域の形質変更 汚染土壌の搬出	土地の形質の変更届出書 土地の形質の変更届出書 区域外搬出届出書
廃 棄 物 処 理	廃掃法12条3 各自治体条例 各自治体条例 各自治体条例	産業廃棄物の現場外保管 産廃を排出する事業所 産業廃棄物処理責任者の設置、変更等 特別管理産廃管理責任者の設置、変更	産廃事業場外保管届出書 産廃排出事業所届出書 産廃処理責任者設置報告書 特管産廃管理責任者設置報告書
リサイクル	建設リサイクル法10条	解体、新築増築・改修工事（発注者）	届出書
化学物質管理	ダイオキシン特措法12条 PCB特措法8条	廃棄物焼却炉（特定施設）の設置等 PCB廃棄物の保管等	特定施設設置届出書 PCB保管及び処分状況等届出書
省エネルギー	建築物省エネ法19条	建築物（床面積300㎡以上）の 新築、増改築	建築物エネルギー消費性能確保計画
緑 地 保 全	都市緑地法8条1項	緑地保全地域内での建設等行為	建設等の届出
自然環境保全	自然環境保全法28条 自然公園法33条	自然環境保全地域内での建設等行為 自然公園内での建設等の行為	建設等の届出 建設等の届出
環 境 アセスメント	環境影響評価法 61条及び62条	建設行為による環境影響事後調査 計画やその報告	事後調査計画書 事後調査報告書
景 観 保 全	景観法16条	景観計画区域内での建築等行為	行為の届出書
その他の周辺 環 境 保 全	消防法9条3 消防法8条 火災予防条例 火災予防条例 高圧ガス保安法	圧縮アセチレンガス等の貯蔵、取扱 消防計画の作成やその変更時 少量危険物、指定可燃物の貯蔵、取扱 火気使用設備の設置 高圧ガスの危険の発見	貯蔵、取扱いの開始届出書 消防計画作成（変更）届出書 貯蔵又は取扱いの届出 設置届 危険時の届出
生 物 多 様 性 保 全	種の保存法39条	生息地等保護区内の監視地区での 建設等の行為	届出書
海洋汚染防止	海防法18条3	海洋施設の設置	設置届

③ 環境関連法を補う環境条例

全国一律の環境関連法を補うために、都道府県や市町村の判断において、様々な環境条例が制定されています。この環境条例は、「公害防止条例」や「生活環境条例」などと呼ばれ、個別の環境課題（大気汚染や水質汚濁等）ごとの規制ではなく、大気汚染を含む公害全般の規制を1つの条例の中で定めているケースが一般的です。近年では、公害対策だけでなく、地球温暖化や廃棄物関連、化学物質対策なども幅広く盛り込まれた条例も誕生し、該当する環境関連法との関連性や相違点を見極める必要性があります。

また、環境条例には独自の俗語で「上乗せ」や「横出し」といった、地域に即した、より厳しい規制基準を設けるケースがあります。国の規制基準を上回る（より厳しい）基準を設けた「上乗せ条例」、国の規制対象でないものを新たに規制する「横出し条例」があり、環境関連の規制順守において注意が必要です。



点在する複数の建設現場において、各々の場所で該当する環境条例の調査や規制基準の順守・各種届出は、環境関連法以上に漏れのない対応が要求されます。

おわりに（建設業に身近な行政書士の役割）

建設業は、他の業種と比べて環境負荷が大きいため、「環境に配慮した建設活動」や「環境と経済活動の両立」などといった「環境」が重要な経営課題と言えます。

この建設業を規制する数多くの環境関連法は、年々新たな法規制や改正が進み、企業の責任と負担は増加傾向にあります。中小規模の建設業者では人材不足や担当者の高齢化により、法的要求事項への対応が年々困難な状況になりつつあります。

私たち行政書士は、建設業界に最も身近な士業として建設業の設立・更新等の支援や経営事項審査の支援業務を通して深く関わっていますが、環境分野に関する法的な支援は、まだまだ十分とは言えません。

今後、建設業に関わる行政書士は、環境分野の許認可・届出支援を始め、環境経営の仕組み作り（ISO-14001、エコアクション-21等）のコンサルタントとして、より付加価値の高いビジネスパートナーとなり、「地球環境と経営環境にプラスになる行政書士」を目指す必要があるのではないのでしょうか。



理事会の開催報告

開催日	平成31年4月24日（水）、25日（木）
場所	虎ノ門タワーズオフィス6階「ROOM 7」
司会	山田 美之 総務部長
議長	遠田 和夫 会長
議事録署名人	金沢 和則（福島会）・ 矢野 浩司（愛媛会）両理事
構成員	56名のうち、53名出席（開会時）
オブザーバー	福士 力・鎌田 敬・増田 由明 各監事、 高橋 靖祐 選挙管理委員会委員長



本理事会では、以下7議案について審議され、全議案が可決された。

【 議 案 審 議 】

第1号議案

「周年記念事業積立特定預金（仮称）」の新設について（案）

行政書士法が公布された昭和26年2月22日から数え、行政書士制度は2021年2月に70周年を迎える。その後、80周年、90周年を経て、2051年に迎える100周年に向けて、行政書士制度が更に広く国民に普及・認知され、頼れる街の法律家としての存在を対外的にアピールする機会として、周年記念事業への取組を計画的に実施・遂行していくための費用を確保しておくことが必要である。

その資金に充てるため、「周年記念事業積立特定預金（仮称）」を新設し、次の事項を定め取り扱うことについて承認が求められ、異議なしで可決された。

「周年記念事業積立特定預金（仮称）」

- ①目 的：2021年2月に迎える行政書士制度制定70周年以降、一定期間ごとに周年記念事業を準備し実施することに備えるための資金として計上するものである。
- ②積立の方法：2019年度より、積立の限度額を1,500万円として積み立てる。
- ③目的取崩の要件：一定期間ごとに周年記念事業を準備し、実施する計画に沿って、取り崩すものとする。この取崩しは事業年度の開始前にあらかじめ予算計上することで、理事会の承認を得ることとする。
- ④目的外取崩の要件：前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額の変更についても同様とする。
- ⑤運用方法：安全かつ効率的な運用を図るものとする。
- ⑥その他：各年の積立額については、翌会計年度予算編成時において、同事業活動収入および他の事業活動支出予算を考量のうえ設定することとする。

第2号議案

令和元年度定時総会に上程する議案について

- 総会第1号議案 平成30年度事業報告
- 総会第2号議案 平成30年度決算報告（決算報告書・監査報告書）
- 総会第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）
- 総会第4号議案 日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正（案）
- 総会第5号議案 令和元年度事業計画（案）
- 総会第6号議案 令和元年度予算（案）
- 総会第7号議案 役員の改選

以上の7議案を定時総会に上程することについて承認が求められ、異議なしで可決された。

第3号議案

令和元年度定時総会議事運営委員会委員の選出について

日本行政書士会連合会会議規則第31条及び日本行政書士会連合会議事運営委員会規則第4条に基づき、令和元年度定時総会の議事運営委員会委員として、本会役員から以下の3名を選出することについて承認が求められ、異議なしで可決された。

理事 大塚 謙二（富山会） 理事 藤井 薫（岡山会） 理事 山脇 正隆（長崎会）

第4号議案

日本行政書士会連合会行政書士制度調査委員会規則の廃止及び 日本行政書士会連合会行政書士制度調査室規則（制定案）について

行政書士制度を取り巻く環境変化への対応を図るべく、横断的で多様な組織を再編し、より多面的かつ迅速な情報収集活動を展開すること、あわせて制度の維持発展に有効な施策を迅速かつ的確に提案・提言する体制を整備することを目的として、現行の行政書士制度調査委員会を廃止し、新たに行政書士制度調査室を会則第32条に基づく特別委員会として設置することが提案された。

現行の日本行政書士会連合会行政書士制度調査委員会規則を廃止するとともに、新たに日本行政書士会連合会行政書士制度調査室規則の制定について承認が求められた。異議なしで可決され、平成31年4月24日から施行された。

日本行政書士会連合会行政書士制度調査室規則（案）

（特別委員会の設置）

第1条 日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）は、次条に定める事業を行うため、本会会則第32条に定める特別委員会として行政書士制度調査室（以下「調査室」という。）を設置する。

（事業）

第2条 調査室は、次の事業を行う。

- 一 行政書士制度の維持発展のため、総合戦略的な対応方針・施策の正副会長会及び常任理事会に対する提案及び提言に関すること。
- 二 行政書士制度やこれに関連する情報等の収集、分析に関すること。

三 過去の案件の背景や経緯を含めた情報の蓄積及び整理等の業務情報の共有化に関すること。

四 前各号に掲げる事業を遂行するために必要な事項。

(組 織)

第3条 調査室は、会長が本会会則施行規則第2条に定める部及び同第2条の2によって設置された委員会の各長並びに単位会の個人会員のうちから委嘱する10人以内の者をもって組織する。

2 調査室には、室長及び副室長各1人を置く。

3 室長は、室務を総理する。

4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるとき又は室長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 室長は、必要に応じて、学識経験を有する者等を会議に招聘し、意見を求めることができる。

(任 期)

第4条 構成員の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。

2 構成員は、再任されることができる。

3 構成員が任期満了により退任した場合、第1項の規定にかかわらず、後任者が就任するまで前任者が調査室の事務を執行する。ただし、次項に基づき委嘱された構成員を除く。

4 会長は、調査室事業の継続性を確保するため、室長及び副室長以外の構成員に限り、第1項の任期を1年以内の範囲で短縮または延長して委嘱することができる。

(顧 問)

第5条 必要に応じ、調査室に顧問を置くことができる。

2 顧問は、室長が会長の承認を得て、期間を定めて委嘱する。

3 顧問は、室長の求めにより会議に出席し、意見を述べる。

(雑 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は構成員の会議において別途定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成31年4月24日から施行する。

2 平成28年4月21日施行の日本行政書士会連合会行政書士制度調査委員会規則は、この規則の施行の日をもって廃止する。なお、令和元年度定時総会終結までの調査室の構成員については、制度調査委員会の構成員をもってあてることとする。

3 令和元年度の制度調査委員会の事業及び予算は、調査室が設置された後は、調査室の令和元年度のそれにあてるとする。

第5号議案

日本行政書士会連合会が定める規則に基づく 様式に使用される元号表記の改正に関する規則（案）について

改元に伴う対応として、日本行政書士会連合会の諸規則に係る様式に関し、必要な措置を講じるための改正を行うことについて承認が求められた。異議なしで可決され、平成31年4月24日から施行された。

(様式中の元号の改正)

第1条 日本行政書士会連合会が定めている規則（日本行政書士会連合会役員選任規則を除く。）等が規則中に掲載の様式において用いている元号は、元号を改める政令が施行された場合には、当該政令に定める元号に改正されたものとみなすとともに、記載等を適宜改めるものとする。

第6号議案

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）について

職務上請求書の使用期限を撤廃した規則改正の際の、様式改正漏れを是正するための改正を行うことについて承認が求められた。異議なしで可決され、平成31年4月24日から施行された。

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則にある様式例「職務上請求書払出し履歴管理表 記入方法」における「4.「払出し番号」「使用期限」欄 払い出した請求書の番号及びその使用期限を記入する」から「使用期限」、「及びその使用期限」の文言を削除し、「1.「申込日」欄及び2.「払出日」欄」の年月日記載例を「R 1年5/1」に改める。

第7号議案

日本行政書士会連合会徽章等規則の一部改正（案）について

昨今、行政書士徽章のネットオークション等への出品が散見されるようになり、こうしたことを放置すれば行政書士法第19条違反等を誘発するおそれがあること等に鑑み、徽章の譲渡等を防止するため、追加条項を新設することについて承認が求められた。異議なしで可決され、平成31年4月24日から施行された。

（徽章の譲渡等の禁止）

第6条の2 会員は、交付を受けた徽章を行政書士以外の者に譲渡又は貸与をしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする。

【 協 議 事 項 】

- （1）令和元年度定時総会における役員選考に関する申し合わせ（案）について
- （2）日本行政書士会連合会大規模災害等の対策に関する規則（案）について
- （3）日本行政書士会連合会事務局職員就業規則の一部改正（案）について
- （4）日本行政書士会連合会事務局職員育児・介護休業等規則の一部改正（案）について
- （5）嘱託職員就業規則の一部改正（案）について

【 報 告 事 項 】

- （1）法改正の推進について
- （2）令和元年度定時総会日程について
- （3）令和元年度会長選挙日程について
- （4）「建設業法と建設業許可の実務」の発刊について
- （5）「申請取次事務処理の手引き」について
- （6）令和元年度行政書士試験協力事務に関する文書について



北海道地方協議会において法教育担当者会議を開催

＜総務部＞

平成31年3月11日（月）、北海道札幌市において北海道地方協議会法教育担当者会議を開催しましたので御報告いたします。

開催日 平成31年3月11日（月）
場所 北海道行政書士会 会議室
札幌東商業高等学校



今回の担当者会議は、北海道行政書士会札幌支部において同日に実施された法教育授業と合わせての開催となり、北海道地方協議会の法教育担当者と日行連総務部による活発な意見交換がなされました。

司会進行：向井隆郎（日行連総務部員）

出席者：宮元仁（日行連常任理事・北海道会会長）、菊地淳史（同会副会長・日高支部長）、長谷川征輝（同会広報部長）、甲田啓一（同会対外広報推進委員会委員長・室蘭支部長）、酒匂桂子（同会理事・札幌支部長）、長島靖子（同会理事・講師、第2部から出席）、荒岡克巳（日行連副会長）、山田美之（日行連総務部長）、藤井薫（日行連総務部次長）

第1部 法教育担当者会議（10時～11時）



初めに、北海道会から以下の報告がありました。

北海道会では、約6年前に「法教育」という言葉を耳にしたときから関連情報の収集を始め、当初は小学生向けに食品表示法についての授業を実施しました。これは、普段から子供たちにとって身近なお菓子の箱に着目し、箱に書かれたマークにはどのような意味があるのかを見て学ぶことで、資源の循環について理解を深めることを目指しました。また、授業冒頭では、行政書士の紹介の寸劇を行いました。

北海道会の平成29・30年度の取組については下表のとおりです。主に高校生を対象に、普段生徒が学校で勉強している分野に関連のある法教育を実施している旨が発表されました。

普通科	職業体験（法教育講義と合わせてパスポートセンターへ同行体験）
フードシステム科	① 行政書士について ② 「私がパン屋さんになるために」
会計ビジネス科	「簿記は人生を変える」
農業高校	① 身近な契約・印鑑 ② 農地法・農業法人について
会計学科	簿記会計の活用・重要性について
工業高校	① 実用新案登録出願について ② SNS犯罪に巻き込まれないために



日行連側から各单位会の取組について紹介が行われ、埼玉会・石川会・岡山会・大分会の法教育授業について説明を行いました。

質疑応答では、北海道会は法教育を支部で実施しているため、本会との役割分担に苦慮しているとして、他の単位会における対応を中心に話し合われました。また、実施のポイントとして、小学生には保護者等も視野に入れること、高校生には職業選択を考慮することが大切であるとの意見も発表されました。最後は法教育授業に積極的な協力校との関係を大切にすることについて意見が一致しました。

○北海道会による法教育授業(13時35分～15時25分)



同日午後、札幌東商業高等学校で行われた北海道会による法教育授業の視察を行いました。長谷川広報部長による司会で、宮元会長の挨拶に続き、長島会員の授業が始まりました。札幌東商業高等学校では普段から簿記の勉強に力を入れていることを考慮し、今回の法教育は行政書士業務に関連した財務諸表(帳簿作成)についての講義が行われました。女子生徒が多数を占める学校であることから、特に講師自らが女性として働く中で感じたことを生徒へ伝える場面では、真剣に聞き入る生徒の様子が見受けられました。授業の最後には北海道会マスコットキャラクター「たくまくん」が登場し、学校関係者、生徒、北海道会関係者、日行連視察団で記念写真を撮影し終了となりました。



授業概要

視察先：札幌東商業高等学校

対 象：1・2年生 157名

講 師：北海道会理事 長島靖子

テーマ：「行政書士の仕事からみる財務諸表」

内 容：・「簿記(帳簿記入)」の目的

- ・行政書士の仕事って？
- ・財務諸表と関わる業務(許可関連)
- ・財務諸表と関わる業務(帳簿作成)
- ・財務諸表の重要さ
- ・働くことを通して感じたこと



第 2 部 法教育担当者会議（16時～17時）

法教育授業視察後、講師の長島会員も交えて第2部法教育担当者会議を開催しました。

全体として商業高校特有の内容であったことを振り返り、今回は簿記のスキルをいかして働く女性をイメージした、生徒の勉強の意欲が湧くような授業をしてほしいという学校からの要請があったことが宮元会長から述べられ、学校の求めに応じた内容で授業が行われたことが報告されました。また、次年

度以降の法教育授業についても学校側から要請を受けていることが発表されました。一方で、法教育授業の実施においては講師不足が課題であり、講師の確保が急務であるという認識を共有し、各単位会で元教員等の人材を活用していきたいとの意見が出されました。北海道会では毎回、授業終了後にアンケートを実施し、その結果をホームページに掲載することで、実施者側のモチベーションを保っているとの取組も発表されました。

視察を終えて

総務部次長 藤井 薫

今回、初めて法教育授業を視察させていただきました。授業内容は、事前に学校と綿密な打合せを行い、学校の要望を十二分に取り入れたもので、このように学校のニーズに合った内容とすることが大切であると感じました。

法教育は、社会貢献事業である一方、行政書士制度のPRにもつながります。まだ実施していない単位会におかれましては、北海道会の事例を参考にされまして、是非とも早い機会に実施されますようお願い申し上げます。

平成30年度を振り返って

副会長 荒岡 克巳

平成30年度は、石川会と北海道会が実施された法教育を視察しました。

日行連が行ったアンケート結果によると、法教育を行っている単位会は全国で未だ27単位会です。ただし、地協単位で見ると全国8地協のうちで、少なくとも1単位会以上が法教育を実施されています。将来を担っていく若い世代にも、法教育を通じて行政書士制度を知ってもらうことは大いに意義のある事業であると考えます。

是非とも各地協の会議で法教育を議題に取り上げていただき、実施済の単位会から実情を伺うなどして、更に多くの単位会で取り組まれることを期待いたします。

遠田会長が天皇陛下御即位三十年 奉祝委員会委員に就任

天皇陛下御即位三十年にあたり設立された「天皇陛下御即位三十年奉祝委員会」からの要請を受けて、遠田会長が奉祝委員に就任し、同委員会の設立総会や「天皇陛下御即位三十年奉祝感謝の集い」など一連の行事に参加しています。

以下のとおり、天皇陛下への感謝と御即位三十年のお祝いの言葉を寄せさせていただきました。天皇陛下御即位三十年奉祝委員会ホームページに「各界からの声」として掲載されています。

「天皇陛下御即位三十年を寿ぎて」

天皇陛下におかれましては、御即位三十年の嘉節をお迎えになられましたことを、謹んでお祝い申し上げます。天皇陛下におかれましては、国家の安泰と国民生活の安寧のために常にお心を砕かれ、また、近年は多発する自然災害の折々に皇后陛下と御一緒に被災地域を訪れて、被災者の方々を慰問されるお姿に崇敬の念を抱きますとともに深甚なる感謝を申し上げます。

行政書士制度は、本年2月22日に、行政書士法公布より68年目を迎えます。その長い歴史を振り返りますと、まず一番に思い出されるのは、天皇皇后両陛下の行幸啓を賜り、平成13年2月22日に挙行いたしました「行政書士制度50周年記念式典」です。

私は、当時、佐賀県行政書士会副会長の職にあり、式典に出席しておりました。「行政書士は、常に変化する社会の中であって、その業務を通じ、国民がその権利や利益を守ることを助け、また、行政手続の円滑な実施に役立ち、我が国の経済社会の安定と発展に寄与してきた。」との陛下のお言葉に感激し、そのときに感じた行政書士としての矜持を、日本行政書士会連合会会長となった現在も業務の励みとしております。

あの式典から17年の歳月が過ぎ、行政書士に求められる役割も変化してきております。我が国における社会情勢の変化は目まぐるしく、情報技術の進歩により、近い将来、我々行政書士の業務をAIが担うようになると言われる一方で、近年の日本で働く外国人の急増や空き家問題をはじめとした社会問題の解決においては行政書士の活躍が期待されております。また、超高齢化社会を迎え、成年後見人をはじめとした高齢者支援活動や、近年多発する自然災害に際しては、各被災地域で被災された方々や被災された自治体への支援活動を行うなど、国民と行政の様々な要望に応えるために、行政書士として培った知識と経験をもって活動の幅を広げてまいりました。

これからも、天皇陛下のお言葉のとおり、「国民生活に密着し、国民と行政とを繋ぐ行政書士」として、研鑽を重ねて、国民に寄り添い、社会の発展の寄与に努めてまいります。

天皇皇后両陛下の益々の御健勝と皇室の弥栄を心から御祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

Info
1

遺産分割協議書の作成及びその内容に基づく預貯金の払出し手続について

<法規監察部>

はじめに

法規監察部では、本誌7月号（No.548）において、「遺産分割協議書の内容に基づく預貯金の解約代理について」と題し、照会回答を土台としながら若干のプラスアルファもして、皆様にお知らせいたしました。

今般、その延長線上で、本会法務業務部を通じて関連する案件の照会があり、法規監察部において慎重審議の上、法規監察部としての見解をお示ししました。そこで、前回と同様、担当部の御厚意と常任理事会の意向により、続編として、皆様にお知らせすることといたします（本稿の取りまとめは法規監察部長において直接担当しました）。

事案の概要

行政書士が「遺産分割協議書の作成」と「作成した遺産分割協議書に基づく預貯金の払出しの代理」について委任を受け金融機関に申し出たところ拒否されたことについて、単位会より照会があり、担当部である法務業務部で検討された回答案とともに、法規監察部宛に確認依頼がまいりました。

<単位会照会の概要>

【法令名及び条項号】

行政書士法第1条の2第1項、弁護士法第72条

【具体的な照会事項】

- (1) 相続人全員が同意した内容の遺産分割協議書を行政書士が作成することは弁護士法第72条に違反するか。
- (2) 行政書士が、被相続人の相続人らの代理人として、上記遺産分割協議書に基づき被相続人名義の預貯金の払出しを行うことは弁護士法第72条に違反するか。

【単位会見解・根拠】

- (1) 行政書士法第1条の2第1項により、相続人間に争いのない遺産分割における遺産分割協議書の作成は、行政書士の業務であり、この遺産分割協議書に基づき相続人から委任を受けて行う相続貯金の払戻し手続は付随業務として認められている。
- (2) ところが、昨年まで、行政書士が遺産分割協議書に基づき相続人から委任を受けて行う相続貯金の払戻し手続を認めていた〇〇農業協同組合は、その後、行政書士の上記払戻し手続を拒否しているとの情報が数件寄せられた。
- (3) そこで、本会は、平成29年12月29日に上記農協に対し、行政書士による上記貯金払戻し手続きに依るよう申し入れた。

(4) ところが、平成30年7月12日、上記農協の代理人弁護士から、遺産分割協議自体が法律事務に該当し、これを他人が関与しているような場合には、協議への関与から協議成立後の貯金解約代理行為までが一体として弁護士法第72条違反と解される可能性が考えられる旨回答してきた。

(5) しかしながら、過去の裁判例や判例からも当該農協の主張は誤りであると思料するので本申出に及ぶ。

本会は、相続人全員が同意した内容の遺産分割協議書を行政書士が作成することは行政書士法第1条の2第1項の権利義務に関する書類の作成に該当し、行政書士が、被相続人の相続人らの代理人として、上記遺産分割協議書に基づき被相続人名義の預貯金の払出しを行うことは委任権者からの委任に基づく行為であり、また当該業務の付随業務に関する行為でもありと考へ、弁護士法第72条に違反しないと思える。

東京地裁平成27年7月30日判決は「亡〇〇の相続手続に関し、将来法的紛議が発生することが予測される状況において書類を作成し、相談に応じて助言指導し、交渉を行ったものと言わざるを得ず、係る業務は行政書士の業務に当たらずまた、弁護士法第72条により禁止される一般の法律事件に関する法律事務に当たることが明らかである」と判示し、又、東京地裁平成5年4月25日判決が「相続財産、相続人の調査、…遺産分割協議書等の書類の作成、右書類の作成にあたって〇〇等に遺産分割についての被告の意向を伝え、右各書類の内容を説明することについては行政書士法第1条に規定する『権利義務又は事実証明に関する書類』の作成にあたるので行政書士の業務の範囲内であるが、…遺産分割について紛争が生じ争訟性を帯びてきたにもかかわらず、〇〇等と折衝することは、単に行政書士の業務の範囲外であるというばかりでなく、弁護士法第72条の『法律事務』に該当し、いわゆる非弁活動になる」と判示しており、最高裁平成22年7月20日第一小法廷判決は、「…交渉において解決しなければならない法的紛議が生じることがほぼ不可避である案件に係るものであったことは明らかであり、弁護士法第72条にいう『その他一般の法律事件』に関するものであったというべきである」と判示している。

これらの判決からすると、「当該被相続人の法定相続人全員が同意した遺産分割協議書に基づく相続貯金の払戻し手続きを行うことに応じること」については、何ら弁護士法第72条の「一般の法律事件」に関する「法律事務」に該当しないと思える。

(注) 下線等文章は、個人等を特定する文言を除き単位会照会のまま。

〈上記(4)〇〇農業協同組合回答補足〉

上記(4) (実は〇〇弁護士会の見解) を前提に、代理人弁護士が、「法令遵守を徹底するために、」「行政書士を代理人とする貯金の解約代理行為は認めません」として、行政書士による一切の貯金の解約代理行為の否定を結論付けています。

法務業務部回答案

「貴会お見込みの通り、弁護士法第72条には該当しないものと思料する。」

法規監察部の検討結果

業際という事柄の性質上、結論に至る本会としての思考過程をお示しすることが重要ではないかと考え「前提」、「基本的視点」、「遺産分割協議書の作成から関わる場合」、「遺産分割協議から関わる場合」等を整理した上、法規監察部としての見解を法務業務部宛に回答いたしましたので、以下のとおり掲載いたします。

平成31年3月22日

日本行政書士会連合会
会長 遠田和夫様

法規監察部
部長 伊藤庄吉

「別紙照会書の標題記載の事項は弁護士法違反となるか」について（回答）

法務業務部からのお尋ねについては、特に〇〇会からの照会の根底にある〇〇農業協同組合の所論の本質について考えを巡らせるうち、日時を経過してしまいました。まずもって、このことをお詫びいたします。

ようやく、回答の方向性を見出すことができましたので、下記の通りお答えします。ご検討いただければ、幸甚です。

記

本件について、結論自体には問題ないものの、結論に至る道筋は以下のとおりであるべきではないかと思料する。よって、100%「貴会お見込みの通り、」ではないと思料する。

1. 前提

(1) 今日弁護士法第72条については、いわゆる事件性必要説が大勢となっている。この事件性必要説に立脚すると、同条違反として刑罰の対象とするためには事件性が必要となるので、事件性のない法律事務については、同条の関知するところではなく、したがって弁護士法的には誰が行っても良いことになる。もちろん行政書士も排除される合理的理由はないばかりか、事件性のない法律事務にかかる書類作成となれば、今度は行政書士法により、原則として行政書士の独占業務ということになる（行政書士法第1条の2、第19条、第21条）。

(2) 次に、その「事件性」をどう捉えるかについては、①疑義や争いの抽象的又は潜在的な可能性をもって足りるとする考え方と、②それでは足りないとする考え方とに大別され得る。

およそ法律事務は少なくとも何らかの疑義の抽象的な可能性を常に内在させているとも言い得ることに照らすと、①は、法律事務でありさえすれば「事件性」を充足すると考えることに繋がり、実質的には事件性不要説と異ならないことになってしまう。したがって、出発点は②でなければならないはずである。

現に、事件性必要説の採用を明言している法務省も、同様の認識の下に、「事件性」について、疑義や争いの具体化又は顕在化が必要であるとする立場にある（条解行政書士法194頁参照）。また、事件性必要説と親和性を有すると考えられる最高裁判所のいわゆる法的紛議説（兼子仁博士の命名による。）も、「交渉において解決しなければならない法的紛議が生じることがほぼ不可避である案件に係るものであったことは明らか」であるとして（平成22.7.20最決）、「法的紛議」「ほぼ不可避」という言葉によって、何らかの一般的な疑義や争いの、しかも単に生じ得る可能性といったレベルとは異なるニュアンスを込めていると考えられる。

なお、行政書士法的に言うと、第1条の3第1項第3号では、「契約」「に関する書類を」「作成すること」が明文をもって行政書士業務とされているが、契約書の作成は法律事務であるので、もし①に立つと、法明定業務が根底から否定され兼ねないことになってしまう。その意味でも②が支持されるのであればならない。そこで、本会は、兼子仁博士の提唱になる法的紛争事件説を支持しているのである。

2. 基本的視点

遺産分割協議→遺産分割協議書の作成→預貯金の払戻し請求という一連の過程について行政書士が関わることに関し、遺産分割協議書の作成から関わるか、遺産分割協議から関わるかで議論の様相が異なるので、分けて考察する。

3. 遺産分割協議書の作成から関わる場合

(1) 遺産分割協議書の作成について

行政書士に遺産分割協議書作成の依頼があるのは、遺産分割協議が調い全相続人の合意が成立した後である。合意が成立している以上、1.(2)で述べた疑義や争いの抽象的又は潜在的な可能性を超えるような「事件性」はないはずであるし、その後、遺産分割協議書が、全相続人によって署名及び実印による捺印（その真正を担保するため各相続人の印鑑登録証明書が添付される。）がなされ完成したとすれば、そのこと自体がその証左でもある。

遺産分割協議書が行政書士法第1条の2第1項に言う「権利義務に関する書類」であり、しかも、その作成が上記の通り事件性のない法律事務であって、同条第2項を通じて弁護士法第72条の制限を受けることがないのである以上、その作成は、原則として行政書士の法定独占業務である。

(2) 遺産分割協議書に基づく預貯金の払戻し代理請求について

代理請求という行為自体は、行政書士の少なくとも明示的な法定業務ではない（行政書士法第1条の3第1項第3号は契約代理等を含意しているが。）。

しかし、手続き的に要件の調った遺産分割協議書がある以上、法論理の一貫性の下に社会生活の円滑かつ安定的な進捗を図るためには、当該遺産分割案件について、請求の時点でも、特別の事情のない限り、疑義や争いの抽象

的又は潜在的な可能性を超えるような「事件性」はないものと強く推定されるのでなければならない。そうだとすると、遺産分割協議書に基づく預貯金の払戻し請求は基本的に事件性のない法律事務であると考えられるので、弁護士法第72条の関知するところではないとして扱われなければならない、先述の通り行政書士も排除される合理的な理由はないはずである。

しかも預貯金の払戻ないし解約請求書は「権利義務に関する書類」であるので、その作成は原則として行政書士の独占業務であることを忘れてはならない。

したがって、行政書士による遺産分割協議書に基づく預貯金の払戻し代理請求は、その位置づけについては議論の余地があるものの、行政書士の正当な業務行為であると言わなければならない。

なお、〇〇会提示の【具体的な照会事項】中の1記載の「付随業務」がいわゆる付随業務論を指すのだとすれば、その考え方は、本会の付随業務論とは相いれないものであることを付言しておきたい（条解行政書士法39頁、168頁参照）。なぜなら、預貯金の払戻しを請求することはそれ自体重要な独立した法律行為であり、遺産分割協議書の作成権限の拡張をもって正当化し得るような軽微ないし付属的な業務とは考えられないからである。

4. 遺産分割協議から関わる場合

〇〇農業協同組合の所論は、遺産分割協議について、協議である以上は疑義や争いは抽象的又は潜在的な可能性としては常に内在しており「事件性」があるので、行政書士は関われないはずであるし、しかも具体的場合において金融機関等から見て行政書士が遺産分割協議から関わったか否かの区別は容易でないので、法令遵守徹底の見地から、弁護士法第72条の適用上行政書士は遺産分割事案についておおよそ一体的な形での受任はできないと考えるべきだという指摘なのではないか推察する。そこで、この点について考察する。

- (1) しかし、そもそも「事件性」について、その出発点は1.(2)②であるべきだとすると、当該所論は前提においてすでに採り得ない議論である。遺産分割協議は、遺産分割協議書として結実することもあるように、当初より疑義や争いの抽象的又は潜在的な可能性を超えるような「事件性」を有していると断定することはできないばかりか、それらが具体化又は顕在化しているとか、法的紛議を生じることがほぼ不可避であるとかはさらに言えないと言わなければならない。すなわち、遺産分割協議は、事件性必要説の諸説が示しているメルクマールが顕在化するまでは、そのメルクマール如何によって広狭の差はあるにしても、事件性のない法律事務である。

したがって、遺産分割協議に事件性のない法律事務として処理可能な場合が存在する以上、事件性を生じた後は弁護士に委ねる必要があることは言うまでもないが、それまでは、弁護士法的には誰が関わっても良いことになる。行政書士も、法定業務ではないものの、排除される合理的理由はない。

(2) なお、法令遵守の徹底の点についてであるが、法令遵守を強調するあまり、可能性に可能性を重ね合わせ投網を掛けるような刑罰法規の運用に陥ることは、自由の領域の確保という罪刑法定主義のもともとの本旨にそぐわないものである。法律専門家は、そのような運用に警鐘を鳴らすことこそ、その役目なのではないかと思料する。

5. 最後に

以上のような道筋を経て、遺産分割協議から遺産分割協議書の作成そして預貯金の払戻し請求に至る過程について、ようやく、いずれの段階・受任形態においても少なくとも直ちには「事件性」は認められないと言うべきであり、したがって、その過程について、受任の形態如何を問わず、行政書士の合法的な業務たり得ると結論付けるべきなのではないかと思料する。

なお、〇〇農業協同組合の所論は、〇〇県弁護士会の示した見解の微妙なニュアンスを看過した性急な所論であると評さざるを得ないこと、また、〇〇会提示の判決例はいずれも事件性ある法律事務に行政書士が関わった事例であるので、上記の論旨に影響を与えるものではないが、行政書士業界として大いに自戒しなければならないことを指摘しておきたい。

以上

Info 2

内閣総理大臣主催「桜を見る会」に出席

平成31年4月13日（土）午前、東京都新宿区の新宿御苑にて、安倍晋三内閣総理大臣主催の「桜を見る会」が開催されました。

当日は、天候に恵まれ、春らしい穏やかな陽気の中、安倍総理を始め各界の著名人が多数参加され、約1万8,200名の招待者で会場は大きな賑わいを見せました。

日行連及び日政連からは、遠田日行連会長及び山下日政連会長ほか、多くの関係役員が招待され、同伴の御家族の方と共に、華やかな雰囲気と満開の桜を楽しみながら、和やかなひとときを過ごされました。



＜日行連参加者＞ 遠田和夫会長（佐賀会）、荒岡克巳（埼玉会）・縮修二（山形会）・野田昌利（福岡会）各副会長、福田守専務理事（群馬会）、山田美之常任理事（大分会）、田村格（岩手会）・金沢和則（福島会）・中村利雄（千葉会）・吉松昌晃（埼玉会）・秋山賢治（群馬会）・佐藤廣之（岐阜会）・若林三知（三重会）・高尾明仁（大阪会）・笠野義二（和歌山会）・栗藏富雄（兵庫会）・石川秀幸（香川会）・松村和人（徳島会）・山本大樹（愛媛会）・堀誠（大分会）・濱田哲郎（宮崎会）各理事、小林八重子北海道会副会長、細川榮子岩手会副会長、横山眞柝木会会長、平岡康弘静岡会会長、前田望愛知会会長

＜日政連参加者＞ 山下寛会長（福井会）、千葉一明（秋田会）・有田敬（鳥取会）・高杉千河生（山口会）各副会長、長澤邦男副幹事長（富山会）、小泉誠（福島会）・高橋真（宮城会）・堤俊郎（東京会）・國井豊（茨城会）・岡伸（山梨会）・相羽利子（新潟会）・坪川貞子（福井会）・池垣真理子（京都会）・野津好正（島根会）・安井健（岡山会）・山崎三郎（長崎会）・上江洲健（沖縄会）各幹事、畑光相談役（東京会）、中山正道監事（静岡会）、佐々木政勝日政連宮城県支部長、加藤幹夫神奈川行政書士政治連盟会長、佐藤彊神奈川行政書士政治連盟副会長、井上吉秋山梨県行政書士政治連盟幹事長、白木純沖縄県行政書士政治連盟副会長

Info
3

知的資産業務一覧等の改訂について

＜国際・企業経營業務部 知的財産部門＞

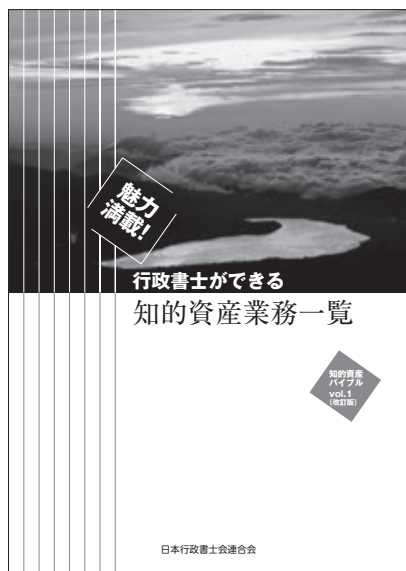
この度、国際・企業経營業務部知的財産部門では、著作権相談員として新規登録された会員を対象に配付していた『知的資産業務一覧』、『知的資産契約マニュアル』、『知的資産業務Q&A』の改訂を行いました。

平成30年改正著作権法、TPP11整備法や不正競争防止法等の関係法令の改正等、現在の状況に即した内容に修正し、より多くの行政書士会員が知的資産・知的財産に関連する業務の基礎を学ぶ機会を設け、業務に取り組むきっかけになればと考えています。

改訂版の『知的資産業務一覧』等は、電子版（PDFファイル）を会員専用サイト「連con」にて公開していますので、既に著作権相談員に登録されている方、及び新規に著作権相談員になられた方は、こちらからダウンロードしてください。

今後、紙媒体での冊子配付の予定はありません。電子版を御活用くださいますようお願いいたします。

公開先：連con内「『知的資産業務一覧』『知的資産契約マニュアル』『知的資産業務Q&A』（改訂版）の公開について」



知的資産業務一覧



知的資産契約マニュアル



知的資産業務Q&A

Info
4

一般財団法人建設業情報管理センターと 業務提携に関する協定書を締結

<許認可業務部>

平成31年3月27日、建設業の健全な発展に寄与することを目的として、指定機関の時代から経営状況分析において数々の実績を有する一般財団法人建設業情報管理センター（登録番号1）と業務提携に関する協定書を締結いたしました。協定書では、本会の講習会等に関する開催支援や建設業に関するソフトの無償提供、本会からの建設関係業務に関する調査研究情報の提供、建設産業施策・建設業界に関する相互の情報交換などを行うこととしています。

建設業界においては、許可制度の見直しも含めた建設業法の改正が予定されているほか、平成31年4月1日からの建設キャリアアップシステムの本格運用の開始、これと連動した建設技能者の能力評価制度の構築など様々な施策が進められているところです。行政書士は、建設業関連業務に携わる法律専門家として、これらの取組への積極的な関与が期待されています。

今回の業務提携を通じて、今後とも建設業の健全な発展に寄与・貢献するとともに、行政書士制度の拡充に尽力してまいります。



登録委員会からのお知らせ

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いただき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。



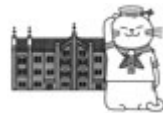
Pick UP! 単位会



各単位会の取組をお知らせします。

神奈川県
行政書士会

「行政書士記念日」スペシャルイベントを開催



神奈川会では2月22日に「行政書士記念日」の事業として、毎年県民の皆様に向けたイベントを開催しています。今年は昨年大好評だった講師の田辺凌鶴先生を再びお迎えし、ユキマサ座長のもと『講談×相談フェア』を開催しました。

言葉の世界にグッと引き込まれる講談。「ペット法務の行政書士」というオリジナルの一幕では、力強く、そして分かりやすく、行政書士の仕事をお話いただきました。

昨今の講談ブームもあって、受付開始前から多くの市民の皆様が来場され、盛会のうちに幕を閉じました。



青森県
行政書士会

青い森信用金庫と包括的連携協定を締結



青森会では、平成31年3月8日、青い森信用金庫（本店：青森県八戸市）との間で「包括的連携に関する協定」を締結いたしました。

多様化するニーズへの対応や、地域に根ざしたサービスを提供するといった両者の共通した取組を迅速・的確に行うことを目的とし、中小企業との取引に強みを持つ信用金庫と同じく中小企業の抱える問題点に対応してきた行政書士会とが連携することで、相乗効果となり、地域の活性化に大きく貢献するものと考えています。

当日は、日當青森会会長を始め3名の副会長が青い森信用金庫本店を訪れ、同信用金庫の益子理事長ら担当役員の皆様との懇談の後、協定締結式に臨みました。

締結式において日當会長は、「当会には県内隅々に340人余りの会員がおり、それぞれが中小企業の個別の問題点に対応してきた経験があることから、貴信用金庫に貢献できるものと考えます。」とあいさつし、益子理事長からは「起業や事業継承に係る許認可の取得、相続や成年後見制度に関する諸問題及び外国人労働者の雇用対策など、行政書士会のノウハウを活用させてもらいたい。」といったお話をいただきました。

今後は、信用金庫各店舗でのお客相手相談会や信用金庫職員に対する研修会などを開催し、なお一層の地域活性化と産業の振興に貢献してまいりたいと思います。





「行政書士記念日 市民公開講座IN姫路」を開催しました



兵庫県では、平成31年2月22日の行テラス事業の開始に合わせ、「行政書士による大規模災害の備えと支援を考える」をテーマとして、「行政書士記念日 市民公開講座IN姫路」を姫路キャスパホールにて開催いたしました（参加者198名）。

本会は、兵庫県（企画県民部）を始め、県下全41市町のうち37市町、国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部及び姫路自動車検査登録事務所と大規模災害時における被災者支援協力に関する協定を締結しています。本公開講座は、この支援対応の一環として、「行政書士記念日」が災害と行政書士の関わりを認識していただく良い機会になればという思いから実施しました。

講座は、村山兵庫県会長の開会挨拶で始まり、田中基康兵庫県中播磨県民センター長、石見利勝姫路市長、今里朱美姫路市議会議長から行政書士の活躍に期待を込めた御挨拶をいただきました。

また、遠田日行連会長の御臨席を賜り、行政書士を取り巻く環境とこれからの行政書士制度についてのお話を交えながら御挨拶を頂戴しました。

井口熊本会会長からは、熊本地震の報道映像を用いて熊本会会員の皆様の活動が紹介され、当時の被災現場の息遣い、各所との連携や支援状況について、臨場感をもって御講演をいただき、来場者の多くが感銘を受けました。

熊本会におかれては、他会においても震災時支援に対する報告等の活動をされたとお聞きしました。遠田会長のお話と合わせて、こういった活動を日行連の主導で、事業的な取組にしていただければ、行政書士制度の理解度やその信頼性の向上にも、非常に有効なものになるのではないかと感じました。

最後は、田中兵庫県姫路支部長の閉会の挨拶で成功裏に終了いたしました。

【プログラム】

- | | |
|-----|--|
| 第1部 | 講演「熊本地震における行政書士の支援活動について」
兵庫県行政書士会 会長 井口 由美子 氏 |
| 第2部 | 講演「姫路市の防災行政について」
姫路市市長公室 危機管理室 室長 松本 好正 氏 |
| 第3部 | 基調講演「災害からいのちと生活財を守るために」
北海道大学 名誉教授 関 孝敏 氏 |
| 第4部 | 報告「兵庫県行政書士会の取り組みについて」
兵庫県行政書士会 総務部担当副会長 山下 智子 氏 |



会員の皆様へ

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要ある場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員各位におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、本会の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法については、各単位会で運用が異なりますので、所属単位会の関係規則等を御確認願います。

日行連の動き

(主なもの)

マンスリーレポート

2019. 4 /Apr

2日
(火)

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数 (120件)
- (2) その他

13日
(土)

桜を見る会

15日
(月)

期末監査 (～16日)

16日
(火)

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数 (200件)
- (2) その他

18日
(木)

申請取次実務研修会 (高松)

(受講者101名)

23日
(火)

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 理事会の議案等について
- (3) その他

常任理事会 (～24日)

【合議事項】

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 改元に伴う現行の職務上請求書の訂正方について
- (3) 著作権普及に係る三者協定について

24日
(水)

理事会 (～25日)

No.

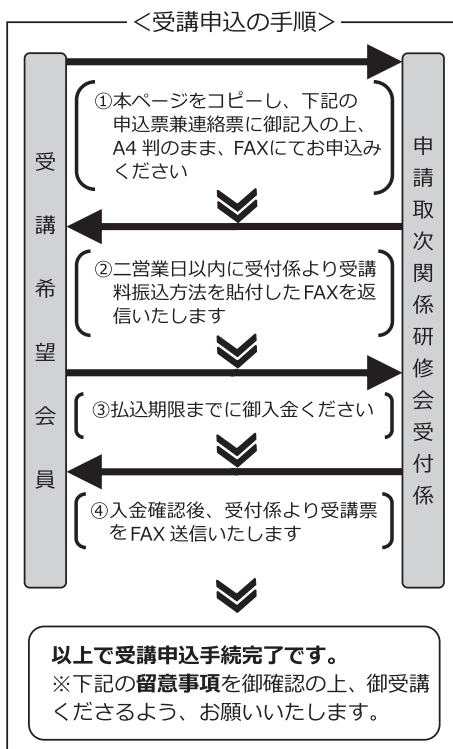
【議案審議】

- 第1号議案：「周年記念事業積立特定預金(仮称)」の新設について(案)
- 第2号議案：令和元年度定時総会に上程する議案について
- 第3号議案：令和元年度定時総会議事運営委員会委員の選出について
- 第4号議案：日本行政書士会連合会行政書士制度調査委員会規則の廃止及び日本行政書士会連合会行政書士制度調査室規則(制定案)について
- 第5号議案：日本行政書士会連合会が定める規則に基づく様式に使用される元号表記の改正に関する規則(案)について
- 第6号議案：職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正(案)について
- 第7号議案：日本行政書士会連合会徽章等規則の一部改正(案)について

「行政書士申請取次事務研修会」の御案内

主催：日本行政書士会連合会

- 趣 旨** わが国の出入国管理制度と入国・在留資格審査における取扱い等に関する理解を深め、事務手続能力の修得を目指します。
- 対 象** 新規に申請取次業務を行うことを希望する行政書士
※行政書士証票の交付後に、御自身の登録番号を確認の上、お申込みください。
- 日 時** 2019年7月12日（金）10時30分～17時（受付開始10時）
※10時30分の開講までに必ず御来場ください。大幅な遅刻など受講の状況により修了証書を交付できない場合がありますので、御注意ください。
- 会 場** メルキュールホテル札幌
（北海道札幌市中央区南4条西2丁目2-4）
- 申込方法** 下記申込票兼連絡票に記入し、FAX [03-6756-9885]宛てにお申込みください（右図＜受講申込の手順＞を御参照ください）。
なお定員に達した場合、先着順での受付とさせていただきます。
※2営業日以内に返信FAXが届かない場合に限りお問合せください。
- 受講料** 30,000円（消費税込）
※一度納入された受講料は、不参加の場合や単位会の処分等により受付拒否事由に該当している場合でもお返しできません。
※振込期限までに御入金がない場合は申込キャンセルとして取り扱います。
- 受付期間** 2019年6月14日（金）9時～6月24日（月）17時 厳守
※上記受付期間外のFAX送信及び複数送信は、固くお断りしています。
- 効果測定** 当日、理解度を確認する効果測定を実施いたします。
※効果測定の結果、基準に到達せず「入管業務を適正に行う知識を著しく欠く者」と判定された場合、修了証書は交付されません。予め御承知おきください。



行政書士申請取次関係研修会 申込票兼連絡票

私は、留意事項について承諾し、下記研修会に申し込みます。

2019.7.12（金）開催 行政書士申請取次事務研修会（於：メルキュールホテル札幌）

下欄には、行政書士証票のとおり記入（括弧表示がある場合はそれも記入）		TEL	
ふりがな 受講者氏名	()	FAX	
		登録番号	
事務所住所	〒		

留意事項

- 御記入いただいた個人情報、本研修の実施並びに各単位会における取次行政書士の管理のほかには利用いたしません。
- 〈本「事務研修会」は新規向けの研修です〉更新向けの「実務研修会」とは異なりますのでお申込みには十分御注意ください。
- 〈持参品〉受講票及び行政書士証票とともに筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）を必ず御持参ください。
- 〈修了証書〉効果測定の結果は、研修会後2週間程度で通知いたします。基準に到達された方には、修了証書を同封します（本研修会の修了証書は交付の日から1年を経過すると失効しますので、御注意ください）。なお、修了証書の氏名については、行政書士証票に記載されている氏名で発行いたします。
- 〈刑事処分、知事による処分、単位会による処分等を受けている場合〉新規又は更新の申出後、受付ができない場合がありますので御所属の単位会にお問合せください。
- 〈ホームページでの情報掲載〉効果測定に係る事前予習用参考資料等、申請取次関係研修に関する各種情報を次の場所に掲載しています。
【掲載場所：会員ページ（連con）＞中央研修所＞申請取次関係研修に関するお知らせ】

お申込先 FAX [03-6756-9885]

【申込手続に関する照会先】全行団 行政書士申請取次関係研修会受付係 受付照会 TEL 03-6450-1622

未来志向の賢者たち epi. 2

自社ブランドで技術をアピール

「ビクトリア型抜き加工」という技術を生業とする精工パッキングが、「近代版ミニ風呂敷」と言えるユニークな特徴を持つ小物入れ「ポレット」を生み出した。企業間取引が主である同社がオリジナルブランドを作り出したその理由とは？



有限会社 精工パッキング

取締役社長 平井秀明氏
創業58年の歴史を持つ平板打ち抜き加工業の老舗工場。3代目の平井秀明氏による意欲的な取組は、従来の町工場の業態に風穴を空けた。
<https://www.seikopacking.tokyo/>

きっかけは社員の一言

「ポレット」が生まれたのは1年前の冬、スノーボードを趣味とする社員の発した「ゲレンデでカードや小銭を携帯できる、濡れても大丈夫なポーチが欲しい」という、何気ない一言がきっかけだ。氏は、以前工業用品の型抜きで使用した塩ビの余剰在庫を思い出し、十字架型に切り抜いて折り畳める平面状のシートを試作したところ、思った以上に使い勝手の良い小物入れが完成した。耐水性がありコンパクトで、開閉はくるっと巻いてペタッとくっつけるだけ。元々塩ビは様々な用途に使われていた馴染みある素材だが、燃やすと有害物質が出るということから使用が抑制されていた。しかし、廃棄の際に高温処理すれば有害物質は排出されず、用途の幅は広い。適度な柔らかさで、粘着と剥離を繰り返し行える特性があり、ボタンもファスナーも、縛る必要もなく小物を包むことができる。

ネットと展示会でPR

「ポレット」はそのまま誰にでも使える便利グッズ。1月に試作し、4月には既に製品化の準備が整うというスピーディな展開だ。氏が「ポレット」の販促戦略に選んだのはクラウドファンディングと展示会だ。大きな展示会が開催される8月～10月にクラウドファンディングの期間を合わせたところ、その狙いは見事的中。多くのメディアに取り上げられ大きな反響を呼んだ。

その他にも型抜き技術で極細の輪ゴムを作出し、業界を驚かせた前例がある。0.2ミリというシリコン製の輪ゴムは「くもの糸」という商品名で、その技術力の高さとともに話題となった。「くもの糸」は耳が痛くならないマスクとして実用化され、現在さらに有効な活用法を検討中とのこと。

自社製品で技術力を発信

氏は、「自社製品の開発を手掛けた目的は自社の宣伝のため。」と語る。「ご近所様でも、ウチが何の会社か知ら

ない人がいたほど、外部に対して閉ざされていました。それには理由があります。平成元年に社屋を建て替えた際、主要取引先から工場見学をしたいとの要望を受け入れたところ、長年の経験から編み出した機械の工夫を盗用されてしまいました。」受注は激減し、その苦い経験以来30年近く鎖国のような状態だったため、氏によると「ガラパゴス化したんです。」とのこと。ガラパゴス化したプラス面は、技術が守られ、研ぎ澄まされたこと。氏の父である会長の平井康夫氏は、葛飾区から平成28年度の優良技能士の表彰を受けている。マイナス面は、外部との交流がないために新規取引先が参入し得なかったことだ。氏が代表に就任した2015年、どう業績を伸ばしていけるか考えた結果、選択したのが自社製品の開発とそのPRだった。

「葛飾ブランド」で新たなステージに挑戦

葛飾ブランドの認定を、製品ではなく「ビクトリア型抜き」という技術で得ていたことも功を奏した。同社が型抜きで製作したものなら全て葛飾ブランドとして扱うことが可能となり、展示会へ1年間無料で出展することができるのだ。展示会への出展は、1度に多くの企業の関心を引くことや、同じ境遇の異業種との交流が生まれるなど、非常にメリットがあると氏は語る。

既に大手ブランドから、ブランドロゴをプリントした「ポレット」の製造依頼があり、商品化が現在進行中だ。問合せも増加するなど引く手あまたの「ポレット」だが、「次から次に、やることがいっぱいあるんです。」そう語る氏のアイデアはまだまだ尽きることがない。葛飾ブランドの認定で製品の付加価値を高め、インターネットと展示会を舞台に選んだ氏の戦略どおり、製品そのものが敏腕営業マンとして大活躍している。単なる町工場製造業という枠を超え、新製品開発支援サービス業として活動する同社の成功例は、新規開拓という課題に悩む中小企業にとって、大いに参考になることだろう。



ポレット

「くるっとまいてペタッとくっつく」のキャッチコピーでデビュー。透明なので開かなくても中身を確認できる上、内容量に合わせて自在にサイズを変えられる。クラウドファンディングにおいても注目を集め、順調に目標額を達成した。



ビクトリア型抜き加工

様々な素材を精密に型抜く同社の技術は高く評価され、なかでも「ビクトリア型」を使用する手法は他の追随を許さないほど。



くもの糸

見えないほどの細さで、簡易マスクとして使用しても耳が痛くならない。

千葉大亥鼻イノベーションプラザ

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/>
 千葉大亥鼻イノベーションプラザ <http://www.smrj.go.jp/incubation/ciip/>



気持ちが前を向く
心のヒント



NAVIGATOR
宗像 令夫氏

千葉大亥鼻
イノベーションプラザ
チーフインキュベーション
マネージャー



【第2回】大学がけん引するイノベーション

中小機構が運営しているインキュベーション施設の約半数は大学と直接連携をしています。その理由として一口に起業と言っても、その業種形態が多岐に渡る中で、核となるような事業の研究・技術の多くは大学にあるためです。第2回目は、千葉大学と連携する「千葉大亥鼻イノベーションプラザ」について詳しくお伝えします。

大学発ベンチャーの受け皿として

千葉大亥鼻イノベーションプラザは千葉大学の構内、医学部・薬学部隣接した立地にあります。4階建ての施設には実験等に適したウェットラボが22室、事務に用いるドライラボが12室あり、セミナールームや商談室を備え、バイオ系、ライフサイエンス系の事業に適した設備が整っています。



ウェットラボは天井高が2.8m(1階は3.5m)もあり、天井と壁は抗菌、床は耐薬品性のある素材が使われているため、入居後速やかに実験・研究をスタートすることが可能です。そして最大のメリットは、入居者は共同研究契約の下に千葉大学と連携して研究を進められることです。大学で蓄積した莫大な研究データ、構内の研究設備や動物実験施設



設などを利用できるため、医療分野における最先端の研究開発に取り組むことができます。この環境の整ったオフィスが、一般的な同等のラボ施設よりも低価格で利用できるため、資金面でも十分なメリットがあると言えるでしょう。

頼りになる相談役

常駐しているインキュベーションマネージャーの存在も、施設の特徴を語る上では欠かせません。「当施設は、研究者として長年大学に勤められていた方が多く、経営や資金の調達についての経験が不足しがちです。インキュベーションマネージャーは、販路の拡大や公的助成金の申請などという専門外の部分をサポートし、企業の成長を支えるための存在です。」と宗像氏。同施設では氏を含む3名のインキュベーションマネージャーが起用され、それぞれの人脈や専門知識をいかした支援を行っています。経営ノウハウを持たない入居者にとって、インキュベーションマネージャーは気兼ねなく何でも聞ける心強い相談役なのです。

さらに中小機構が全国に展開する施設のインキュベーションマネージャー間のつながりによる最新情報をタイムリーに得ることができます。

最先端の研究開発に挑む
数々のベンチャー

同施設には千葉大学に研究の端を発した事業者が数多く入居しています。セルジェンテック株式会社は、21世紀の難病対策治療法として注目される最先端の細胞治療に取り組んでいます。遺伝的・後天的な生理機能タンパクの欠損または低下を主因とした難病に対して、ヒト脂肪細胞に治療タンパク質を供給する遺伝子を導入した細胞治療医薬品を開発・提供することで、難病治療への貢献を目指しています。

株式会社BB STONEデザイン心理研究所は、千葉大学工学部で蓄積された膨大なデータベースによる仮説を基に、消費者の直感や潜在意識をリサーチし、消費者の無意識な部分を科学的に数値化した新しいデザイン戦略でクライアントの問題解決を図っています。実験心理学の手法を応用し、人間の行動、言葉で語れない部分を紐解くコンサルティングは、顧客の多くが日本を代表する一部上場企業とのことです。

また、免疫難病化するマイコプラズマ感染症の予防・治療医療の確立に挑戦するエムバイオテック株式会社や、前シリーズの「魅力発信基地」でも取り上げた、世界で初めて脳梗塞のリスクマーカーを開発・実用化した株式会社アミンファーマ研究所など、現在12社*のベンチャーが最先端の研究開発に日々取り組んでいます。

※2019年4月現在

NEXT ISSUE ▶ 次号は、インキュベーション施設が目指す次世代のベンチャー支援についてお伝えします。お楽しみに！

会員の動き

◆登録者数（平成31年4月末日現在）				
合 計				48,067名
内 訳	男	41,241名	女	6,826名
・個人事務所開業	男	39,692名	女	6,360名
・行政書士法人社員	男	1,076名	女	219名
・使用人行政書士	男	473名	女	247名
◆異動状況（平成31年4月中の処理件数）				
新規登録	合 計			312名
	内 訳	男	238名	女 74名
登録抹消	合 計			146名
	内 訳	男	125名	女 21名
	・廃 業		113名	
	・死 亡		32名	
	・その他		1名	
◆法人会員（平成31年4月末日現在）				
法 人 事 務 所 数				838
・主たる事務所数（行政書士法人数）				515
・従たる事務所数				323

広報部員のひとり言

from
EDITORS
(岡)

時が経つのは早い、もう今年も3分の1を経過してしまった。

今年は正に歴史に残る年である。日本の紀元でいうと2679年、昭和では94年、先日新元号が発表公布された。新元号は「令和」である。全ての国民が明るく楽しい幸せな人生を送れるように、との思いを万葉集から引用したそうである。

私の地元の日刊紙には、明治一大正一昭和一平成を生き抜いてきた111歳のおばあちゃんの話として「私の父の名前は『和』だよ」と喜びもひとしおだと報じている。

4月30日の天皇陛下の退位、5月1日の皇太子殿下の即位を経て、いよいよ「令和元年」の始まりである。マスコミによれば、今までの元号は中国古典から引用されており、国書からの引用は初めてではないかと報じられている。明治、昭和の一時期、暗い時代もあったが、新憲法により平和な社会が取り戻され、「令和」の時代が始まった。私たちも万葉集の「令和」にちなみ、行政書士としての職責を思い、国民に寄り添いながら、お役に立てるよう、平和な社会の中で使命を全うしていきたいと思う今日この頃である。

御協力をお願い

～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政の発送は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記してお届けしています。

- お届け先に事務所名の表示しかなく、会員氏名が表示されていないため返送されてくる事例が多々あります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示されるか、最寄りの郵便局に事務所内の御本人宛に送付してもらえるよう届け出を行ってください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届け願います。また、最寄りの郵便局への転送依頼届けもお忘れなく。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査の依頼を行うとともに、それが確認されるまで以降の発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される当該会員の変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問合せください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

日本行政の正確・迅速な
お届けのため、皆様の御理
解・御協力をよろしくお願い
いたします。



月刊 日本行政 6月号

第559号

令和元年 5月25日発行

発行人 遠田 和夫
発行所 日本行政書士会連合会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL 03-6435-7330 FAX 03-6435-7331
製作・印刷 三陽メディア株式会社

【広報部】
広報部長 井口由美子
次長 小林八重子
部長 國井 豊
員 岡 伸
若林 三知
鶴 信光